

「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

離婚の慰謝料や財産相続を どうすればいいでしょうか…

離婚係争中の夫についてのご相談です。
私たちは見合い結婚をし、子供2人は大学を出て結婚しました。夫は外面は良いのですが、その分家庭では気難しく、何か言おうものなら、どやされるだけなので、会話もなく、いつか別れたいと願っていました。でも手に職もなく踏み切れないでいたところ、父が死に、遺産が5000万円以上入ってきました。それで私は決心し、夫に内緒で2000万円の中古マンションを購入したうえ、長期出張時を狙って引越しました。
半年後、夫から弁護士を通じて慰謝料1000万円を支払え

との通知が来ました。勝手に家を出たことが「悪意の遺棄」に当たるといいます。認めないと返事を出しましたが、結局家裁に調停を起こされてしまいました。この後どうなるのでしょうか。

に持病があり、いつぼっくり死ぬかもしれない。夫の家系は長生きだし、係争が長引く間に私にもしものことがあって、夫に私の財産の相続が発生するのは嫌です。どうしたらよいのでしょうか。

関連するのですが、私は心臓

離婚で生じる法的な問題を一つ一つ整理して、 弁護士とよく相談の上、対処しましょう。

いわゆる熟年離婚ですね。お気持ちちは分かりますが、率直に申し上げて、そのやり方はずいぶんまずかったですね。
何も言わずに家を出てきて、あと離婚届はどうされるおつもりだったのでしょうか。子供は独立しているのだから、財産は要らない、とにかく別れたいと言えば応じてくれたかもしれないのに、まあ、今となつては仕方ありませんね。
一般的に、離婚について生じる法的な問題は4つあります。
①親権者・養育費、②財産分与、③慰謝料、④年金分割。④は近年導入された制度で、離婚後妻は年金の半分をもらえるようになりました。大した額ではないかもしれませんが、あるとないでは大きな違いです。
財産分与は、夫婦が結婚生活で築いてきた共有財産を分けるもので、専業主婦でも取り分が半分認められます。預貯金・不動産・株など、名義を問わず半分ずつなので、妻のへそくりの半分も夫のもので。対して互いの固有の財産は財産分与の対

象ではないので、マンションの原資が遺産であることが証明できれば夫に権利はありません。
慰謝料は不法行為の精神的損害なので、離婚に至る責任者が支払うものです。例えば、夫の浮気や暴力が原因で離婚した場合に夫が妻に払います。勝手に家を出たことは確かによくないことですが、そこに至る原因が夫の精神的虐待であったというのであれば、慰謝料を払う必要はありません。もともと慰謝料額はそれほど高くはなく、100万円ないし200万円程度が普通です。よくある性格の不一致などは互いに慰謝料ゼロです。
調停で金額の折り合いがつかなければ調停離婚は成立せず、

裁判になります。
もしもの場合に備えては、自分の財産はすべて子供にどの遺言を書いておけばよいのです。それでも夫には遺留分があるので4分の1は夫のものとなる危険は残ります。それを防ぐには遺言書中にさらに「推定相続人の廃除」を盛り込むことをお勧めします(民法893条)。これは相続人(夫)に自らへの虐待ないし重大な侮辱があったことを理由として裁判所に請求するものですから、その旨の証拠も要りますし、遺言執行者として弁護士を指定しておくことも必要です。
いずれにしても弁護士に依頼をしないといけませんね。早く片付くことを祈っています。